



2024年9月30日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ラ ッ ク ラ ン ド  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 笠 原 弘 和  
(コード番号：9612 東証プライム)  
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 磯 部 伸 弘  
(TEL：03-3377-9331 (代表))

当社の元代表取締役社長が代表取締役を務める会社との業務委託契約締結に関するお知らせ

当社は、2024年7月31日付の「東京証券取引所への「改善報告書」の提出に関するお知らせ」にて公表しました内容（「改善報告書」の2.(2)② a.) に沿い、当社の元代表取締役社長が代表取締役を務める会社との間において、業務委託契約を締結しましたので、お知らせいたします。

記

1. 締結した契約

業務委託契約（契約書タイトル「情報提供に関する基本契約書」。以下、「当該契約」と称する。）

なお、当該契約は原則として、他の協力会社等と締結するもの同一の内容になっておりますが、下記「6. その他の当該契約の特約」が定められております。

2. 契約当事者

委託者： 当社

受託者： 株式会社エイ・クリエイツ（以下、「エイ社」と称する。）

（当社の元代表取締役社長 望月圭一郎氏（以下、「望月氏」と称する。）が代表取締役を務め、同氏が100%出資している資産管理会社）

3. 契約締結日

2024年9月18日

4. 契約期間

2024年9月1日から2025年8月31日まで。

（ただし、期間満了の日から1か月前までエイ社又は当社グループいずれからも何ら申し出のない場合は、同一条件をもって更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。）

5. 業務委託報酬

エイ社の紹介活動により、当社グループの各社が、顧客との間で契約が成立し、かつ工事又は設計の着手に至った場合は、顧客と当社グループの間の請負金額（税抜）の一定の固定料率を上限とする紹介料を案件引渡完了後に支払うものとし、なお、一定の固定料率は他の協力会社等と業務委託契約を締結する際の料率と同水準となりますが、その他の固定報酬は一切発生しません。また、エイ社は、当社グループに対し、顧客紹介に関する経費などを一切請求しないものとし、

## 6. その他当該契約の特約

当該契約は、原則として他の協力会社等と締結する契約と同様のものですが、望月氏が当社の元代表取締役社長であったことや、当社のガバナンス体制の保全の観点から、当該契約では特約として、主に以下の内容を規定しております。

- (1) エイ社は、エイ社が当社グループに紹介した顧客に対して、当社グループが独自に営業することを妨げない。
- (2) 当社は、エイ社（望月氏）に「執行役員」という肩書を付与するが、案件を当社グループに紹介するに際しては、エイ社は顧客に対し、エイ社が当社グループの契約締結権限を有さず、請負契約締結については当社グループと直接行うものであることを説明する。  
(望月氏が紹介活動を行うにあたり、当社の「執行役員」の肩書を付しておりますが、同氏は当社グループの従業員ではないため、当社グループの社屋に常駐するものではありません。)
- (3) エイ社による情報の提供及び顧客の紹介によって、当社グループの物件受注が確定した場合、エイ社は当社グループに「案件紹介書」を提出する。
- (4) エイ社は当社に「活動報告書」を月1回提出する。
- (5) エイ社は、当社の監査等委員会との面談を行う。当該契約締結から6カ月間は月1回の面談とし、その後の実施頻度は当社と望月氏の間で協議するが、最低でも四半期に1回は面談する。
- (6) エイ社（望月氏）はビジネスリテラシーの向上のための研修受講に努めるものとし、四半期ごとに受講履歴を提出する。
- (7) エイ社及び望月氏が保有する当社の株式にかかる株主権の行使は、当社の指名・報酬委員会が指定する者に委託するが、その委託の期間は、当該契約の終了時までとする。

### (ご参考)

2024年7月31日付 「東京証券取引所への「改善報告書」の提出に関するお知らせ」

<https://ssl4.eir-parts.net/doc/9612/tdnet/2480713/00.pdf>

以 上